

○那覇市計量法関係手数料条例

平成24年12月28日

条例第39号

別表(第2条関係)

手数料の区分	金額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,800円
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	3,100円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円
(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	900円
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1,500円
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	2,100円
オ ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,700円
カ ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,900円
キ ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	10,700円
ク ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,000円
ケ ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,100円
コ ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	21,600円
サ ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	29,800円
シ ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円

備考 この表の第1項の非自動はかりについては、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、手数料の額は、同項各号に掲げる金額の2倍の額とする。